

令和7年3月19日  
東日本高速道路株式会社

## 競争参加資格停止措置について

### 1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

株式会社ファンズコムテック 北海道札幌市北区百合が原11丁目187番地  
令和7年3月19日～令和7年4月18日（1か月）  
地域1（北海道支社が所掌する区域）  
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

### 2. 事実概要

有資格者である（株）ファンズコムテックは、北海道開発局が発注した「札幌公共職業安定所外構改修23建築その他工事」において、国が発注する請負金額八千万円以上（建築一式工事）の工事であることから、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条により、工事現場ごとに専任の主任技術者を置くこととされているにもかかわらず、営業所における専任の技術者を主任技術者として配置した。このことが、建設業法第28条1項に該当するものとして、令和7年1月27日、建設業許可部局である北海道知事から監督処分（指示処分）を受けた。

### 3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のこととは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第10号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上